

資料-1

2009年4月 月別労働相談処理状況

(札幌地区連合 さっぽろ労働相談センター)

月別	当月相談受付数								相談手段					処 理 数										労 組		備 考											
	合計	新 規				再 度				来 訪	電 話				当 月 新 規				継 続				合計	個人加入	結 成												
		小計	処理不能	処理移行	機関紹介	小計	処理不能	処理移行	機関紹介		連 合	パ1110番	フリーダイヤル			相談 終結	団交 継続	労委 終結	小計	団交 終結	労委 継続	裁判					その他										
													札幌	石狩	他							終結						継続	終結	継続	終結	継続					
1	108	99	84	4	11	9	6	2	1	8	1	14	76	2	7					2	3			5	1	6		4		2		18		2	裁減職員7名 集約職員を裁く 裁減職員19名		
2	153	149	138	1	10	4	3	1		2	3	41	96	3	6	2								2	3(1)	5		4		3	1	17	5	1			
3	100	97	88	4	5	3	2	1		6		7	82		3	2								5	2	4		4		4	(1)	19	1				
4	96	81	71	2	10	5	3	2		12		15	63	2	4									4		6	2	2		4		18		1	裁減職員10名		
5																																					
6																																					
7																																					
8																																					
9																																					
10																																					
11																																					
12																																					
計	457	426	381	11	36	21	14	6	1	28	4	77	317	7	20	4									16	6(1)		2				終 結	9	6	4	裁減職員36名	

(注) 表中の数字、項目区分は次による。

- ① 数字は「労働相談受付票」の数およびその処理別件数ならびに前月以前からの継続案件数
- ② 当月相談受付数の「再度」は、以前の相談において「処理不能」または「機関紹介」等とした事案で、再度の相談があったもの（同じ事案で、以前と相談内容の異なるものを含む）。
- ③ 当月相談受付数の「処理不能」は相談者がアドバイスのみを希望したもの、または相談レベルでは処理困難なもの。「機関紹介」は他機関での解決方法を紹介したもの。
- ④ 処理数の「当月新規」は当月着手のもの。「継続」は前月以前から継続して処理中のもの。ただし「裁判・継続」には当月移行した事案を含む。
- ⑤ 処理数・当月新規・相談は、当月受付の相談事案でさらに相談を継続した場合の件数。「終結」は相談のみで終結（解決または中断）したもの。「継続」は終結しないもの。
- ⑥ 処理数・継続の各処理方法において、他の処理方法へ移行した場合は、終結欄に()で再掲し、移行先の継続欄に加える。（例えば団交から労委、労委から裁判など）
- ⑦ 処理数の各処理方法別の件数計は、処理方法が移行・併行する場合があるので相談受付件数とは一致しない。
- ⑧ 処理数・継続の「その他」は、行政機関申告、本人処理、処理継続中に処理保留または不能になった事案等。
- ⑨ 労組・「結成」は単位組合数、「個人加入」はパートユニオン加入数（労組結成の組合員数は含まない）